

[NO.DB-07]

定 款

公益社団法人 神奈川台場地域活性化推進協会

2016年6月 改訂版

公益社団法人神奈川台場地域活性化推進協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人神奈川台場地域活性化推進協会という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を神奈川県横浜市中区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、神奈川台場地域のまちづくり推進を目的とする。

神奈川台場地域とは、横浜市神奈川区の臨海部のうち、神奈川台場跡を中心とし、旧神奈川宿・瑞穂埠頭を含む地域とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の公益目標を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 神奈川台場の歴史的遺跡の保存・復元と整備の推進
 - (2) 神奈川台場地域の都市的機能の整備及び観光資源としての啓発普及及び事業の推進
 - (3) 瑞穂埠頭の返還促進と再開発案の提言
 - (4) その他この法人の目的を達成するために必要な事業の推進
- 2 前項の事業遂行については、活動範囲を神奈川県とする。

第3章 会員

(法人の構成員)

第5条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同し、事業の推進に協力するために入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業に賛助するために入会した個人又は団体

(会員の資格取得及び権利と義務)

第6条 会員になろうとする者は、理事会が別に定める入会申込書を理事長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

2 会員は本会の事業活動につき、その便宜を受ける権利を有するとともに、この定款及び会員総会決議に従う義務を負うものとする。

(経費の負担)

第7条 会員になろうとする者は、会員総会において定めるところにより、入会金を納入しなければならない。

2 会員は、会員総会において定めるところにより、会費を納入しなければならない。

(任意の退会)

第8条 会員は、退会届を提出して任意に退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、会員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の決議に基づき、除名することができる。この場合、その会員に対し、会員総会の1週間前までに、理由を付して除名する旨を通知し、会員総会において、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この法人の定款又は会員規則に違反したとき
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に違反したとき
- (3) その他の除名すべき正当な事由があるとき

2 前項により会員の除名が決議されたときは、その会員に対し、通知するものとする。

(会員の資格喪失)

第10条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が解散したとき
- (3) 2年以上会費を滞納したとき
- (4) 除名されたとき
- (5) 総正会員の同意があったとき

(会員資格喪失に伴う権利及び義務・拠出金の不返還)

第11条 会員が第10条の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

2 この法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費及びその他の拠出金は、これを返還しない。

第4章 会員総会

(構成・権限)

第12条 会員総会は、全ての正会員をもって構成する。

2 前項の会員総会をもって「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」上の社員総会とする。

3 会員総会は、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」に規定する事項及びこの定款で定める事項を決議する。

- (1) 役員を選任及び解任
- (2) 役員報酬の額又はその規定
- (3) 定款の変更
- (4) 事業報告書、貸借対照表及び損益計算書並びにこれらの付属明細書の承認
- (5) 入会の基準並びに会費及び入会金の金額
- (6) 会員の除名
- (7) 長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け
- (8) 解散及び残余財産の処分
- (9) 合併、事業の全部若しくは一部の譲渡又は公益目的事業の全部の廃止

(10) 理事会において会員総会に付議した事項

(11) 前各号において定めるもののほか、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」に規定する事項及びこの定款に定める事項

4 前項にかかわらず、個々の会員総会においては、第14条第3項の書面に記載した会員総会の目的である事項以外の事項は、決議することができない。

(開催)

第13条 定時会員総会は、毎月1回6月に開催する。

2 臨時会員総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事が必要と認め、理事会に召集の請求をしたとき

(2) 議決権の5分の1以上を有する正会員から、会議の目的である事項及び召集の理由を記載した書面により、召集の請求が理事にあったとき

(召集)

第14条 会員総会は、理事会の決議に基づき理事長が召集する。

2 理事長は、前条第2項の規定による請求があったときは、その日から6週間以内に臨時会員総会を召集しなければならない。

3 会員総会を招集するには、理事長は正会員に対し、会議の目的である事項及び日時及び場所を示して、開会の7日前までに文書をもって通知しなければならない。ただし、会員総会に出席しなければならない。ただし、会員総会に出席しない正会員が書面によって議決権を行使するときは、14日前までに通知しなければならない。

(議長)

第15条 会員総会の議長は、その総会において、出席した正会員のうちから選任する。

(定足数)

第16条 会員総会は、総正会員の過半数の出席がなければ開会することができない。

(決義)

第17条 会員総会の議決権は、正会員1名につき1個とし、会員総会の議決は、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」第49条第2項に規定する事項及びこの定款に別に定めるものは、出席した正会員の過半数の同意をもって決す。

(総会における書面表決等)

第18条 会員総会に出席することができない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

2 この場合において、第16条、前条の規定の適用については、出席した正会員とみなす。

3 理事又は正会員が、会員総会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには、その提案を可決する旨の会員総会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第19条 会員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない

ない。

- 議事録には、議長のほか、出席した正会員のうちからその総会において選任された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

第5章 役員

(役員の種類)

第20条 この法人に次の役員を置く。

理事 3名以上20名以内

監事 1名以上3名以内

- この理事のうち1名を理事長とし、1名以上6名以内を副理事長、1名を専務理事とする。
- 前項の理事長をもって「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」上の代表理事とし、副理事長及び専務理事をもって同法91条第1項第2号の業務執行理事とする。
- 前項に掲げる理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(選任)

第21条 理事及び監事は、会員総会の決議によって選任する。

- 理事長、副理事長及び専務理事は、理事会において選定・解職する。
- 監事は、理事又は使用人を兼ねることができない。
- 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。
- 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。
- 理事又は監事に移動があったときは、2週間以内に登記し、登記事項証明書を添え、遅滞なくその旨を神奈川県知事に届け出さなければならない。

(理事の職務・権限)

第22条 理事は、理事会を構成し、この定款の定めるところにより、この法人の業務の執行を決定する。

- 理事長は、この法人を代表して、その業務を執行する。
- 副理事長は、理事長を補佐し、この法人の業務を執行する。また、理事長に事故があるとき又は欠けたときは、理事会があらかじめ決定した順序によって、その業務執行に係る職務を代行する。
- 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、この法人の業務を執行する。また、理事長及び副理事長に事故があるとき又は欠けたときは、理事長の業務執行に係る職務を代行する。

(監事の職務・権限)

第23条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- 理事の職務執行の状況を監査すること。
- 法令で定めるところにより監査報告書を作成すること。

- (3) 理事及び使用人に対して、事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査すること
- (4) 会員総会及び理事会に出席し、必要あると認めるときは意見を述べる
- (5) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款の違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを会員総会及び理事会に報告すること
- (6) 前号の報告をするため必要があるときは、理事長に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする召集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること
- (7) 理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はその行為をするおそれがある場合において、これらの行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対しその行為をやめることを請求すること。
- (8) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること

(任期)

第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時会員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時会員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された役員の任期は、前任者の残任期間とし、増員により選任された理事の任期は現任者の残任期間とする。
- 4 役員は、第20条第1項で定めた役員の員数が欠けた場合には、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解任)

第25条 役員は、いつでも会員総会の決議によって解任することができる。

ただし、監事を解任する場合は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の決議に基づいて行わなければならない。

(報酬)

第26条 役員は無報酬とする。ただし、常勤の役員には、会員総会において定める総額の範囲内で、会員総会において別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を報酬として支給することができる。

(取引の制限)

第27条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、の承認を得なければ成らない。

- (1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにするこの法人と取引
- (3) この法人がその理事の債務を保証すること、その他の理事以外の者との間におけるこの

法人とその理事との利益が相反する取引

- 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。
- 3 前2項の取扱いについては、理事会の決議を経て理事長が定める。

第6章 名誉顧問、顧問及び参与

(名誉顧問等)

第28条 この法人に名誉顧問、顧問及び参与を5名以上15名以下置く事ができる。

- 2 名誉顧問、顧問及び参与は、理事長の諮問に応え、理事長に対し、意見を述べる事ができる。
- 3 名誉顧問、顧問及び参与は、功労のあった者、又は学識経験者で会員総会の推薦により理事長が委託し、任期は2年とし、再任を妨げない。
- 4 前項に定めるもののほか、名誉顧問、顧問及び参与に関し必要な事項は、理事会の決議を経て理事長が定める。

第7章 理事会

(構成)

第29条 この法人に理事会を置く。理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第30条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 会員総会の日時及び場所並びに目的である事項の決定
 - (2) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項
 - (3) 前各号に定めるもののほか、この法人の業務執行の決定。
 - (4) 理事長の職務の執行の監督
 - (5) 理事長、副理事長及び専務理事の選定及び解職
- 2 理事会は次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。
- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
 - (2) 多額の借財
 - (3) 重要な使用人の選定及び解任
 - (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
 - (5) 内部管理体制（理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
その他この法人の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制をいう）の整備

(開催及び種類)

第31条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種類とする。

- 2 通常理事会は、毎事業年度年2回開催する。
- 3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 理事長が必要と認めたとき
 - (2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって理事長に召集の請求があったとき

- (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が召集したとき
- (4) 第23条第1項第6号の規定により、監事から理事長に召集の請求があったとき、又は監事が召集したとき

(召集)

第32条 理事会は、理事長が招集する。ただし、前条第3項第3号により理事が召集する場合及び前条第3項第4号後段により監事が召集する場合を除く。

- 2 理事長は前条第3項第2号又は第4号前段に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するには、各理事及び書く監事に対し、会議の目的である事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開催の日の7日前までに文書をもって通知しなければならない。
- 4 理事長に事故があるとき又は欠けたときは、副理事長があらかじめ理事会において定めた順序により理事会を招集する。

(議長)

第33条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

- 2 理事長に事故があるとき又は欠けたときは、副理事長があらかじめ理事会において定めた順序によりこれに当たる。

(定足数)

第34条 理事会は理事の過半数の出席がなければ開会することができない。

(決議)

第35条 理事会の議事は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、出席した理事の過半数の同意をもって決する。

- 2 前項の規定にかかわらず「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第36条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録には、出席した理事長及び監事が署名捺印しなければならない。

第8章 資産、会計、事業計画等

(事業年度)

第37条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(基本財産)

第38条 別表の財産は、「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」第5条第16号に定める公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産であり、この法人の基本財産とする。

- 2 前項の財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。処分するときは、あらかじめ理事会及び会員総会の承諾を要する。

(財産の管理・運用)

第39条 この法人の財産の管理・運用は理事長が行うものとする。

(事業計画及び収支予算)

第40条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日までに理事長が作成し、理事会の決議を経て直近の会員総会に報告するものとする。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎年度の開始の日の前日までに神奈川県知事に提出しなければならない。

(事業報告及び決算)

第41条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が事業報告書、貸借対照表及び損益計算書並びにこれらの附属明細書、財産目録(以下計算書類等という。)を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経たうえで、定時会員総会において承認を得るものとする。

(長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け)

第42条 この法人が資金の借入れをしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、会員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の決議を得なければならない。

- 2 この法人が重要な財産の処分又は譲受けを行おうとするときも、前項と同じ決議を得なければならない。

(会計原則)

第43条 この法人の会計は、一般には公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

第9章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

第44条 この定款は、第46条の規定を除き、会員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の決議により変更することができる。

- 2 「公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律」第11条第1項各号に掲げる事項に係る定款の変更(軽微なものを除く。)をしようとするときは、その事項の変更につき、神奈川県知事の認定を受けなければならない。

- 3 前項以外の変更を行った場合は、遅滞なく神奈川県知事に届けなければならない。

(解散)

第45条 この法人は、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」第148条各号に規定する事由により解散する。

(公益目的取得財産残額の贈与)

第46条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合、又は合併により消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）において、「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」第30条第2項に規定する公益目的取得財産残額があるときは、これに相当する額の財産を1ヶ月以内に、会員総会の決議により、この法人と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

（残余財産の処分）

第47条 この法人が解散等により清算するときに有する残余財産は、会員総会の決議によりこの法人と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に寄附するものとする。

（委員会）

第48条 この法人の事業を推進するために必要あるときは、理事会はその決議により、委員会を設置することができる。

2 委員会に委員は、会員及び学識経験者のうちから、理事会が選任する。

3 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める委員会規定による。

第11章 事務局

（設置）

第49条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には所要の職員を置く。

3 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議により、別に定める。

（備付け帳簿及び書類）

第50条 主たる事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかななければならない。

（1）定款

（2）会員名簿及び会員の移動に関する書類

（3）理事及び監事の名簿

（4）認定、許可、認可等及び登記に関する書類

（5）定款に定める機関（理事会及び会員総会）の議事に関する書類

（6）財産目録

（7）事業計画書及び収支予算書

（8）計算書類等

（9）監査報告書

（10）その他法令で定める帳簿及び書類

2 前項各号の帳簿及び書類の閲覧については、法令の定めによるほか、第51条第2項に定める情報公開規定によるものとする。

第12章 情報公開・個人情報の保護及び公告の方法

（情報公開）

第51条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める情報公開規定による。

(個人情報の保護)

第52条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(公告)

第53条 この法人の公告は、電子公告に掲載する。

第13章 補 則

(委任)

第54条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事長が会員総会の決議を経て別に定める。

附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の理事長は野渡圭一、副理事長は西田義博、佐藤安春、長井弘、伊東満、専務理事は高田孝保とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第37条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

別 表 基本財産（第38条関係）

財産種別		場所・物量等
古文書資料	米船渡来旧藩士固図	浮世絵1組
古文書資料	皿墨利加使節申之安政4年10月他4点	5点